

ガイドラインについて伝授します



# 「三重県防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」って何？

## はじめに

犯罪の抑止や事件・事故の解決に役立ち、安全で安心なまちづくりに大きな効果があるといわれている防犯カメラ。その防犯カメラを効果的に設置するためには、どんなことを考えればよいのでしょうか。

三重県では、

- 防犯カメラを設置するときに最低限守らなければならないことは何か
- どんなことをポイントにして防犯カメラを選んだり、設置する場所を決めるのか
- 実際に防犯カメラを設置するには、何から始めればよいのか

という視点でこの「三重県防犯カメラ設置ガイドブック」を作成しました。防犯カメラを設置する際の参考にさせていただき、犯罪のない安全で安心なまちづくりを進めましょう。

### ある自治会での会話

自治会長 最近、事件が起こると防犯カメラが大活躍やけど、うちの町内にもカメラがあったら安心やなあ

役員 そうやなあ、カメラ欲しいなあ

副会長 そういえば、三重県が「防犯カメラ設置ガイドブック」作ったんやてそこに防犯カメラのことがいろいろ書いてあるらしいわ

自治会長 さっそく取り寄せて見てみよに

副会長 せやな、被害が出てからでは遅いでな



## もくじ

- ★ はじめに…………… P1
- ★ 「三重県防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」って何？…………… P2～6
  - ▶ ガイドラインについて詳しく知りたい方はこちら
- ★ 防犯カメラって何？…………… P7～8
- ★ 画角って何？…………… P9～10
  - ▶ 防犯カメラについて詳しく知りたい方はこちら
- ★ 照度って何？…………… P11～12
- ★ 防犯カメラの設置例…………… P13～18
- ★ 防犯カメラを設置する手順…………… P19～20
- ★ 防犯カメラのメンテナンス…………… P21
  - ▶ 防犯カメラの設置手順、メンテナンスについて詳しく知りたい方はこちら
- ★ 総合防犯設備士・防犯設備士の活用…………… P22
- ★ おわりに…………… P22
- ★ 三重県防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン…………… P23～30

防犯カメラの有効性とプライバシーの保護との調和を図り、防犯カメラに対する県民のみなさんの不安を緩和するために、防犯カメラの設置者に最低限配慮していただきたい事項をまとめたもので、平成27年12月に三重県が策定しました。「策定の目的と防犯カメラの定義」「防犯カメラの効果」「配慮すべき事項」「設置・運用規程」について記載した4つの章から成り立っています。それでは詳しく見ていきましょう。

### 防犯カメラの定義 (P24 参照)

ガイドラインの対象となる防犯カメラは、次の3つの要件をすべて満たすカメラです。

- (1) 犯罪の防止を目的として設置するもの
- (2) 不特定かつ多数の人を撮影するカメラで特定の場所に継続して設置するもの
- (3) 特定の個人を判別できる画像を表示する、又はその画像を記録する機能を有するもの

#### ■ 犯罪の防止を目的として設置するものとは？

施設の利用状況の把握や防災を主目的にするカメラであっても、犯罪を防止する目的を併せ持つカメラは対象となります。

#### ■ 不特定かつ多数の人を撮影するカメラで特定の場所に継続して設置するものとは？

例えば…

- 道路、公園・広場、駐車場、駐輪場
  - 商店街・繁華街、地下道、駅等の自由通路
  - 鉄道駅、バスターミナル、フェリー乗り場
  - 列車、バス、タクシー等公共交通機関の車内
  - 金融機関、小売店・百貨店・複合施設等の商業施設
  - 劇場、映画館、美術館、スポーツ・レジャー施設
  - 病院、ホテル・旅館
  - 観光施設、寺社
  - 共用住宅の共用部分
- 等、不特定の人が入り出可能な場所に継続して設置されるカメラをいいます。



#### ■ 特定の個人を判別できる画像を表示する、又はその画像を記録する機能を有するものとは？

- ・撮影する画像が、個人を判別できる
- ・実際に撮影できて、録画機能がある

カメラをいいます。

個人の識別ができないカメラ（渋滞状況を把握するカメラ等）やカメラの形をしているが撮影も録画もできないものは、このガイドラインの対象としていません。

三重県防犯カメラの設置及び運用に関するガイドラインって何？

はじめに

## 防犯カメラの効果 (P24 参照)

- 犯罪の抑止**～ 犯罪を行おうとする者に「見られている」という意識を植えつけ、犯行を思いとどまらせる
- 安心感の醸成**～ その場所を利用する人々や地域住民に対して安心感を与え、犯罪に対する不安感を緩和する
- 事件・事故の解決**～ 事件や事故が発生した場合には、画像データが解決の手がかりとなる
- 環境の整備**～ 性犯罪やその前兆事案である声掛け・つきまとい事案等から子どもや女性を守るための環境の整備につながる

### ■ 防犯活動の補強

犯罪のない安全で安心なまちづくりのために、防犯灯の設置等、犯罪の起こりにくい環境づくりや防犯パトロールを始めとする自主防犯活動等、さまざまな取組を行っていますが、全ての場所を常にパトロールすることは不可能です。

防犯カメラの設置は、従来から行っている防犯活動を補強するという点で、効果があると考えられます。

### ■ 犯罪を未然に防ぐ

犯罪は、いつどこで起こるのかだれも予測ができません。犯人が「その気」になったとき、犯罪は起こってしまいます。防犯カメラは「その気」にさせない環境づくりの一つの道具として犯罪を未然に防ぐことに有効であると考えられます。

## 防犯カメラを設置及び運用するために配慮すべき事項

### 設置目的の明確化及び目的外利用の禁止 (P25 参照)

防犯カメラを設置する者は、「犯罪を防止する。」等の設置目的を明確に定め、目的を逸脱した設置及び運用を行ってはなりません。

防犯カメラは、ただ設置するだけでなく、防犯パトロール等の自主防犯活動と組み合わせ、地域の防犯機能を向上させることを目的として設置されるべきものです。地域の実情等に合わせ、なぜ防犯カメラを設置するのかを明確にし、その目的から外れた設置や使い方をしないようにしましょう。



### 撮影範囲、設置場所等 (P25 参照)

設置者は、防犯カメラを設置するにあたっては、設置による防犯効果が最大に発揮され、かつ、プライバシーに配慮した必要最小限の撮影範囲を設定し、防犯カメラの設置場所、設置台数、撮影方向及び撮影方法を定めます。

防犯カメラの撮影範囲や設置場所は、カメラの設置目的に合わせて検討することが必要です。プライバシー保護の観点から、撮影の範囲は必要最小限に設定し、不必要な映像が撮影されないようにしましょう。

詳しくは P9 を参照してください。

## 設置の表示 (P25 参照)

設置者は、撮影範囲の周辺、防犯カメラを設置する建物や施設の出入口等の見やすい場所に、防犯カメラを設置していること及び設置者の名称や連絡先をわかりやすく表示することとします。

誰にでもわかるように、撮影対象区域内、又は付近の見やすい場所に

- ・防犯カメラを設置していること
- ・設置者の名称、連絡先

を記載した表示板を作成し、設置後のいたずら等を考慮して手の届かない程度の高さ(2m以上)にしっかり固定してください。犯罪を防止する効果を高めるためとプライバシー保護の観点から、表示が必要です。

## 管理責任者等の指定 (P25 参照)

設置者は、防犯カメラや画像データの適正な管理、情報の漏えい防止等に配慮するため、管理責任者を指定することとします。

防犯カメラの設置者は、防犯カメラを設置する場合、防犯カメラの管理責任者を指定しなければなりません。管理責任者には、防犯カメラの適正な設置と運用を図るために次のような役割があります。

- ・防犯カメラ設置の住民同意と設置予算を確保すること
- ・防犯カメラの設置・運用規程を策定すること
- ・必要に応じて操作取扱者を指定すること
- ・防犯カメラに関する苦情に対して適切に対応すること
- ・関係機関への手続きなど必要な措置をとること



### 防犯カメラの設置・運用規程

ガイドラインが示す基準を守って防犯カメラの設置・運用が行われるようにするために、設置者、管理責任者が作成する「決まり」です。

作成例は P 27 ~ 28 を参照してください。

○自治会防犯カメラ  
設置・運用規程

1. 設置目的
2. 設置場所
3. 管理責任者
4. . . . . .

## 秘密の保持 (P25 参照)

設置者等\*は、画像データそのものはもちろん、画像データから知り得た情報を漏えいしたり、不当な目的のために使用してはなりません。このことは、設置者等でなくなった後においても同様とします。

\*設置者等…設置者、管理責任者、操作取扱者をいいます。

防犯カメラには犯罪を未然に防ぐ大きな役割がありますが、その反面、防犯カメラに録画された映像は、個人のプライバシーでもあります。防犯カメラに関する情報は他に漏らしたり、不当な目的のために使ってはいけません。

## 画像データ等の適正な管理 (P25～26 参照)

設置者等は、画像データ及びDVDやSDカード等の記録媒体の適正な管理を図るため、必要な措置を講じることとします。

画像等のデジタル化や記録媒体の小型化が進み、画像等のコピーや持ち出しが容易になっています。設置者等は、画像等の漏えい、滅失、改ざん等を防止するため、次の①～⑥のことに留意してください。

- ① モニターや録画装置、記録媒体がある場所は、許可した者以外の立ち入り禁止や施錠設備を施すなど、盗難及び散逸等による情報漏えい防止措置を講じる。
- ② 画像データの unnecessary 複写や加工及び転送、記録媒体の外部への持ち出しを禁止する。また、記録媒体は、施錠のできる保管庫等に厳重に保管するとともに、記録媒体の管理台帳等を備え付けて適正に管理する。
- ③ 画像データの保存期間は、設置目的を達成する範囲で、必要最小限度の期間とする。(ただし、設置者等が事件・事故の捜査のために特に必要と判断するときは、理由を明確にして保存期間を延長することができる。)
- ④ 保存期間を経過した画像データは、速やかに初期化又は上書きするなど、確実に消去する。
- ⑤ 記録媒体を処分するときは、物理的な粉碎又は復元のできない完全な消去等を行い、画像データが読み取れない状態にする。また、処分の日時、方法、処分者等を確実に記録しておく。
- ⑥ 防犯カメラの構成機器をインターネットに接続し、又は無線を利用して運用する場合は、コンピュータウイルス対策や不正アクセス対策等、情報漏えい防止に十分な配慮をする。



## 画像データの閲覧・提供の制限 (P26 参照)

画像データについては、次の場合を除き、設置目的以外の利用や第三者への閲覧・提供を禁止します。

- ア 法令に基づく場合
- イ 個人の生命、身体及び財産の安全確保その他公共の利益のため、緊急、かつ、やむを得ない場合
- ウ 捜査機関等から事件・事故の捜査等のために画像データの閲覧要請を受け、これに協力する場合
- エ 画像データから識別される本人の同意がある場合又は本人に提供する場合

- ア 裁判官が発する令状、捜査機関からの照会、弁護士からの照会に基づく場合等をいいます。
- イ 行方不明者の安否確認、災害発生時に被害状況を情報提供する場合等があります。
- ウ 警察の任意捜査への協力や消防署の火災原因調査等があります。閲覧の後に画像データを提供する場合は、法令に基づく文書によることとします。
- エ 閲覧・提供の際には、本人以外の者の画像を除去するなど、第三者の権利やプライバシーを侵害することがないように、細心の注意が必要です。

画像を提供する際は、その必要性をよく考えてから提供するようにしてください。  
提供する相手の身分確認も確実に行ってください。

## 苦情等への対応 (P26 参照)

設置者及び管理責任者は、防犯カメラの設置・運用に関する苦情や問い合わせに対して、責任を持って誠実かつ迅速に対応し、適正な措置を講じる必要があります。

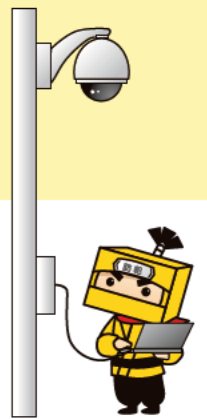
防犯カメラで撮影された画像等の取扱いについては不安を感じる方もいます。こうした方からの問い合わせ等には、不安感を取り除き、防犯カメラの有効性を理解していただくよう、防犯カメラの運用や画像等の取扱いについて、支障のない範囲で分かりやすく説明するなどの対応に努めることが大切です。その際は、第三者のプライバシーに十分配慮してください。

## 保守点検と撤去 (P26 参照)

**保守点検** 設置者は、防犯カメラが適正に作動するよう、定期的に保守点検を行うとともに、必要に応じて機器の更新を行うこととします。

**撤去** 設置者は、防犯カメラの運用を廃止する場合は、責任を持ってカメラや録画装置等の機器及び設置表示を撤去します。

防犯カメラは設置して終わりではなく、定期的に保守点検や機器の更新を行って、常にカメラが適正に作動するようにしておかなければなりません。道路や建物の状況は年月とともに変化します。設置場所や撮影範囲もその都度見直しましょう。



**ココ重要!**

## 自治会等が防犯カメラを設置する際の留意点 (P26 参照)

防犯カメラの設置基準については、全国的な統一基準はなく、防犯カメラに対する個人の考え方についても千差万別で複雑なのが現状です。また、防犯カメラの購入費・設置費はもとより、運用を継続するための維持・管理にも相当な負担とコストがかかります。自治会等で防犯カメラを設置する場合は、**事前に地域の住民等に対する説明会を開催する**など、設置に向けた合意形成は慎重に行うことが大切です。

## ガイドラインの活用 (P26 参照)

犯罪の防止を目的とする防犯カメラ以外のカメラであっても、特定の個人を識別できる画像等を撮影している可能性がありますので、このガイドラインの趣旨を踏まえ、プライバシーの保護等には十分配慮した取扱いに努めてください。